

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第255号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 質問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年12月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R5年12月（〇〇）に関する問い合わせ及び関係書類全部及びR5年8月から12月までの入港に関する届け含む関係書類全部 県土〇〇、環境管理課、〇〇保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和6年1月4日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「R5年12月（〇〇）に関する問い合わせ及び関係書類全部」のうち環境管理課に係るもの（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年1月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 質問

令和6年9月9日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

### 2 審査請求の理由

本来あるべき書類を隠した。汚染洗土に関する検査表の中に、トリチウム検査データーがないので検査した資料を出せ！

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

令和5年12月18日付けで審査請求人から提出された「R5年12月（〇〇）に関する問い合わせ及び関係書類全部」の公文書公開請求に対し、個人情報等の観点から、部分的に黒塗りしているが、書類は全て開示を行ったものである。

審査請求人は、「汚染洗土に関する検査表の中に、トリチウム検査データーがないので検査した資料をだせ。」との審査請求の理由であるが、トリチウムはほぼ液状で土砂への吸着が少なく土壤検査での国の基準も無いため、土壤検査では、トリチウムは測定しない項目で検査結果は存在しない。

以上により、実施機関は、条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 9月 9日	諮詢
令和7年 9月 25日 第3部会（第24回）	審議
同年10月30日 第3部会（第25回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書の特定について

本件請求は、実施機関が保有する「R5年12月（〇〇）に関する問い合わせ及び関係書類全部及びR5年8月から12月までの入港に関する届け含む関係書類全部」のうち、環境管理課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書の記載に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「るべき書類」が存在する旨主張しており、実施機関が特定した公文書に不足があるとして、公文書の特定について争っていると解されるため、以下検討することとする。

徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）第58条は「土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準（以下「土壤基準」という。）は、土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。」と定めており、徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号）第35条では「条例第58条に規定する土壤基準は、別表第5の上欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の下

欄に定めるとおりとする。」と定めている。当審査会において確認したところ、当該別表にトリチウムに関する項目は定められていなかった。

そうすると、土壤基準では、トリチウムは測定しない項目で検査結果は存在しないという実施機関の説明に特に不合理な点はない。

## 2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	